

日本経済を揺るがす中小企業への不当な融資打ち切りを阻止せよ



弁護士法人
アディーレ法律事務所
代表弁護士・再生コンサルタント
石丸幸人（東京弁護士会所属）



「多重債務者の救済・支援のために、ヤミ金との交渉も積極的に行う熱血弁護士。テレビ朝日系『スーパーモーニング』（毎週木曜日）にコメンテーターとして出演中。



現在注目を集める若手弁護士
36歳・北海道室蘭出身

●商工ローン大手のSFCG（旧・商工ファンド）や、グループ会社のアセットファイナンスが9月上旬以降、融資先である中小企業経営者などに対して、元金の一括返済を求める文書を一斉送付しています。SFCGによれば、この文書は「約6万人の顧客のうち3割」に送付したそうですから、債務者約1万8,000人に届いていることとなります。

●融資の契約で分割による支払いを約束しながら、残金の一括払いを求める行為は、支払いが著しく滞った場合でもなければ完全に違法です。ところが今回、文書を受け取った債務者の中には、契約どおりに返済を続けてきた人もいます。また弁護士が間に入り、貸金業者と話し合いの上で返済額や返済期限などを変更する「任意整理」により、すでに和解が成立している債務者にも同文書が送られるなど、悪質な請求も発生しています。

●同社は文書の中で、一括返済を求める理由を「担保評価割れが生じている」ためだと説明しています。法律上、担保の価値が著しく減少した場合、貸金業者は追加担保を要求することができますから、これは一見、筋の通った説明のように見えるでしょう。ところが実際には、担保価値の減少という事実自体が存在せず、もっともらしい表現で債務者を不安にさせている点で悪質といえます。また「担保評価割れ」の具体的内容について債務者が問い合わせを行っても、真摯に応じる姿勢が見られないなど、同社の主張の妥当性も問題になっています。

●今回の違法な一括返済の請求は、米証券大手リーマン・ブラザーズの経営破綻の影響で、同社の資金繰りが行き詰まったことに端を発しているというのが大方の見方であり、「虚偽の理由での返済請求は違法だ」として、債務者が同社に対して慰謝料を求めて集団提訴を起こす可能性も出ています。SFCGらの請求は法律上恐喝に該当する行為であり、訴訟になった場合、債務者が勝訴する可能性は高い、というのが現状です。

●いずれにせよ、大手行からの融資調達に頼れない中小企業にとって、地方銀行や信用組合などの地方金融機関やSFCGなどのノンバンクは最後の「頼みの綱」。今回のように突然融資を打ち切られるようなことがあれば、中小企業の存続は困難になるでしょう。しかし、国内の民間企業の9割以上を中小企業が占めているといわれているように、日本の経済の礎となっているのは、他でもない中小企業なのです。日本経済の活力を奪いかねない今回のような暴挙は、決して許されるべきものではありません。

【アディーレ法律事務所について】個人・中小企業の債務整理専門の法律事務所。代表弁護士の石丸幸人が、約4年前に、自宅の一室で弁護士業務をスタートし、これまでに約1万6,000件の債務整理案件の処理を行う。所員は200名を超え、サンシャイン60に事務所を構える。ヤミ金がらみの債務整理案件も積極的に取り組み、全国に約500万人ともいわれる潜在多重債務者の救済・支援のため、事務所の全国展開を目指している。2008年10月、大規模な法律事務所としては日本で始めてプライバシーマークを取得。

本ニュースレターの内容に関するご意見・お問い合わせ、および代表弁護士・石丸幸人への取材等については、多重債務者の救済・支援に貢献できる内容であれば、いつでもご協力させていただきます。

<お問い合わせ> 弁護士法人アディーレ法律事務所 広報担当：山田 TEL: 03-5950-0268

〒170-6037 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60/37F Email:s.yamada@adire.jp URL:http://www.adire.jp